

足柄ふれあい農園 区画使用者募集中

農作物の栽培を通じて自然に親しみ、使用者同士がふれあい、都市と農村の交流の場とするために、足柄ふれあい農園の利用者を募集します。

■農園の概要

所在地 小山町竹之下地内（足柄ふれあい公園内）

募集概要

区画面積と区画数：5m×6m＝30㎡

使用料：12,000円／1年間（途中契約の方は、月割りの金額になります）

- ※ 駐車場、東屋、水道施設、農機具倉庫を設置してあります。
- ※ 無料貸出用農機具（耕運機、鍬、備中鍬、じょれん、一輪車、バケツ、ジョウロ、竹藪、草かき等）
- ※ 公園管理人に農作業の指導を受けられます。またモデル農園を参考にできます。



■使用期間

許可日から平成29年3月31日まで

（毎年手続をすることにより、最長で5年間継続して使用できます。）

■申し込み、問い合わせ先

小山町役場 農林課（〒410-1395 駿東郡小山町藤曲57-2）

電話 0550-76-6121 FAX 0550-76-2795

Eメール nourin@fuji-oyama.jp

※詳しいことは次ページをご覧ください。

■応募条件

- ・ 町内居住者、町外居住者で町内在勤者、町長が適当と認めた人
- ・ 自ら区画を使用し、景観を保全し、耕作できる方
- ・ 地域住民や他の区画使用者と積極的に交流を持てる方
- ・ 農園使用に関する条令、規則等を遵守できる方

■農園使用の条件等

- ・ 区画を使用するには手続（許可申請、許可、契約、使用料納付）が必要です。
- ・ 原則として、1人1区画のみの使用となります。
- ・ 農薬の使用を最低限に控え、可能な限り有機栽培に努めてください。
- ・ 常に区画を適正に管理し、他の使用者の迷惑とならないようにしてください。
- ・ 区画の譲渡、転貸又は目的外使用をしないでください。
- ・ 建物、柵、堀等の設置はできません。
- ・ 営利を目的とした使用はできません。
- ・ 樹木、果樹等永年性の作物等の栽培はできません。
- ・ ごみその他汚物等を捨てないでください。
- ・ 火気の使用はできません。
- ・ 許可を受けた区画以外に立ち入らないでください。
- ・ 農園の管理上、支障を生ずる行為を行わないでください。

■申し込み方法

足柄ふれあい農園使用許可申請書（HP からプリントアウト若しくは農林課及び公園管理棟に備え置き。）を農林課又は公園管理棟へ持参するか、または郵送により申し込み願います。なお、申し込みは先着順とさせていただきます。

■その他

申し込みされる方は、申請前に現地を確認することをお勧めします。



使用区画 No.

様式第1号（第4条関係）

小山町足柄ふれあい農園使用許可申請書

平成 年 月 日

施設管理者 様

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

小山町足柄ふれあい農園を使用したいので、小山町足柄ふれあい農園条例第6条第1項の規定により、申請します。

記

使用期間 平成 28年 月 日 から 平成 29年 3月 31日まで